

みなべ町地域たすけあい被災地ボランティア活動支援事業応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みなべ町地域たすけあい被災地ボランティア活動支援事業応援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、大規模災害時に被災者の生活の復旧や再建を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループの活動を応援し、支え合いの地域づくりを推進することを目的に助成するものです。

(交付目的)

第2条 本助成金は、ボランティア団体等が災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の被災地、または、これに準ずる被災地（以下「被災地」という。）での支援活動のため被災地を訪問する際に経費（交通費や食事の費用）の一部及び社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険の保険料（以下「ボランティア保険料」という。）を助成することにより、その団体等の支援活動を円滑に進めることを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、被災地で自主的に支援活動を行うみなべ町内に住所を有する2人以上のグループ、企業、団体等のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、個人による支援活動を除くものとする。

(1) 町内に住所を有している者、企業、団体等であること。

(2) 被災地に1日以上滞在して生活支援を伴う支援活動（物資輸送のみを目的とした支援活動を除く。）を行う者であること。

(3) 対象者の活動内容は、復旧期の被災者支援活動（被災者の住宅、宅地、農地等のがれき等の撤去、泥かき及び被災者の生活支援等）。

但し、業務で被災者支援活動を行う場合及び宗教活動、政治活動または営利活動を目的とする場合は対象外とする。

(助成金の額)

第4条 本応援金の額は、被災地を訪問する際に1人につき1日あたり3,000円を上限とする。予算（資金）の範囲内で交付する。

(交付申請、実績報告)

第5条 規則第4条に規定する本応援金の交付申請は、活動の前日まで別紙エントリーシート（申請書）を提出し、被災地におけるボランティア活動が終了した日の属する日から2週間以内として、特別な事情がある場合は、年度の末日までに行うものとする。ただし、被災地におけるボランティア活動が終了した日が3月1日から3月31日までの間にあった場合は、翌年度の4月30日まで申請できるものとする。

2 規則第4条の交付申請書に添付すべき書類は、別紙1、様式第1号の各号に掲げる書類とする。

(1) 支援活動実績が分かる書類

(2) ボランティア活動保険加入したことがわかるもの（領収書または加入証）

(3) その他会長が必要と認める書類

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか本助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年月日から施行し、同年月日から適用する。